

- 技術基準改正（電気ストーブ）に関する情報 -

（財）電気安全環境研究所

本資料は、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成19年 経済産業省令第57号）により、技術基準が改正された箇所を説明するための参考資料です。

改正に関係する部分について、別表第八の技術基準から抜粋し、改正された点について赤字で示してあります。

内容については正確を期しておりますが、正式には官報（平成19年8月17日付、官報号外第187号）等にてご確認をお願いいたします。

-----  
JET技術情報(2007/8/17)

経済産業省令第57号（施行日：平成19年9月18日）

別表第八2.（1）

（1） 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター

イ 構造

（イ）（ロ） 省略

（ハ） 電気ストーブにあつては、次に適合すること。

- a 赤熱する発熱体が外部から見える構造のものにあつては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）の操作によつて電源回路を閉路できないこと。ただし、高所取付け形のものにあつては、この限りでない。
- b 赤熱する発熱体を有するものにあつては、保護柵又は保護網を取り付けてあること。この場合において、保護柵又は保護網は、直径50mmの鋼球が通過せず、かつ、発熱体に接触しない構造であること。
- c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には別表第四1（2）ハの図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ロ、ハ、ニ、ホ 省略  
-----